

施策	34	障害者福祉の推進	政策	3	健やかに安心して暮らせるまちづくり		
施策主管課	福祉課	課長名	飯島 剛	内線	5310	政策担当部長名	保健福祉部長 高田 清
施策関係課名	保健課 ・ 子育て支援課						
重点施策	関連計画	地域健康ケア計画、第3次障害者施策に関する長期行動計画、第3期飯田市障害福祉計画					

1 施策の目的	
目的	対象 支援を必要とする障害(児)者及びその世帯 意図 ①安心して地域で日常生活が送られる ②療育が受けられる

2 現状把握

(1) 対象指標、成果指標の状況

対象指標	単位	21年度	22年度	23年度	24年度	25年度	見込み 28年度
支援を必要とする障害(児)者(精神障害は手帳保持者及び公費負担申請者数、身体・知的は「手帳」保持者)	人	9,006	7,753	7,347	6,953		6,600
① 内訳 身体障害(児)者	人	児: 125 者:6,997	児: 77 者:5,531	児: 72 者:5,195	児: 62 者:4,887		児: 130 者:4,200
内訳 知的障害(児)者	人	児: 172 者: 516	児: 209 者: 473	児: 232 者: 359	児: 202 者: 413		児: 200 者: 520
内訳 精神障害(児)者(自立支援医療対象者:障害者手帳も保持する児者を含む)	人	児: 40 者:1,156	児: 45 者:1,418	児: 27 者:1,462	児: 26 者:1,363		児: 50 者: 1,500
成果指標	単位	21年度	22年度	23年度	24年度	25年度	目標 28年度
※成果指標の設定の考え方は別ワークシートにて整理							
① 安心して地域で日常生活が送れている割合	%	47.6	47.6	50.9	50.9		60.0
療育が受けられる数	人	4591	4539	4,366	4,442		5000
② ②-1 相談数(子育て支援課+ひまわり)	人						
② ②-2 ひまわり通園利用実数	人	39	37	43	49		40
② ②-3 ひまわり重心登録児(者)数 H24から児童福祉法改正により重心は就学前児童に変更	人	30	33	36	11		10 30

(2) 成果向上に向けての役割分担

主体	役割分担	ムトス指標と把握方法と単位	23年度 実績	24年度	25年度	目標 28年度
行政	①必要な児童に療育事業を提供する。 ②障害者の自立、社会参加のため、関係法令等に基づき多様な公共サービスを提供する。 ③市民や事業者の福祉活動を支援する。 ④公共施設について、バリアフリー化の推進及びユニバーサルデザインの導入を図る。 ⑤障害者制度改革に適切に対応する。	①療育手帳所持者数(18歳未満の者)療育児童数 (把握方法:福祉課の統計資料で把握・目標数値は次期障害福祉計画により変更)	① 72	202		200 70
		②各種支援事業等利用者数 (把握方法:福祉課の統計資料で把握)	② 9,746	14,247		居宅 7,600 施設 2,000
		③団体等支援数 (把握方法:NPO、市民団体と一般事業者を分けて把握する。福祉課の統計資料で把握)	③ 6	13		5

主体		役割分担	ムトス指標と把握方法と単位	役割発揮の特記事項
市民等	個人	・ボランティア活動などに参加し障害者を支援する。 ・障害者が障害者を支援する。 ・市民が障害(者)を理解する。	・ボランティア活動への参加者数	<ul style="list-style-type: none"> ・障害者自立支援法による障害福祉サービス(新体系サービス)への移行期限である平成24年3月末をもって、旧体系から新体系サービスへ完全移行した。また、障害者自立支援法の一部改正により、平成24年4月から個々の障害(児)者の状態に相応しい適切なサービスを受けるための「サービス等利用計画・障害児支援利用計画」を作成するプロセスが新たに追加されたことにより、相談支援事業者によるケアマネジメントの充実が今後重要となってきている。 ・障害者虐待防止法が施行(平成24年10月1日)され、障害者の権利擁護への取組が強化された。 ・障害者雇用促進法の改正や、企業等における取組が強化されることが期待できる。また、障害者優先調達推進法の制定により、国や地方公共団体等は、優先的に障害者就労施設等から物品等を調達するよう努めることとなり、供給側(福祉事業者)と需要側(国等)との調整を図り、障害者就労施設等で就労している障害者の自立を促進していく。 ・平成25年4月1日に「障害者自立支援法」から「障害者総合支援法」に改正され、障害者の定義に難病等が追加された。また、平成26年度から、重度訪問介護の対象者の拡大や、ケアホームのグループホームへの一元化などが実施されるなど、同法の完全施行に向けた対応が今後も続く状況である。
	福祉事業者 NPO法人	・障害者に対して各種福祉サービス事業を提供する。	・事業への参加者数	
	地域の企業	・障害者の雇用を促進する。 ・障害に対する従業員の意識を高める。 ・店舗などでユニバーサルデザインを推進する。	・障害者の雇用率	
	団体(市民団体)	・ボランティア活動、サポーター活動等を実施する。 (一時預かり、社会参加活動の支援など)	・ボランティア活動グループ数	

3 平成24年度の評価結果

(1) 実施した事務事業の評価(取組みの状況評価)

(2) 施策全体の評価(外部要因も含めた総合的な評価)

<input checked="" type="checkbox"/>	計画どおり取り組めた
<input type="checkbox"/>	おおむね計画どおり
<input type="checkbox"/>	あまり取り組めなかった
<input type="checkbox"/>	達成できなかった

<input type="checkbox"/>	進んだ
<input checked="" type="checkbox"/>	ある程度進んだ
<input type="checkbox"/>	あまり進まなかった
<input type="checkbox"/>	進まなかった

4 平成24年度の取組概要と評価(成果や課題、その要因)

【施策全体の評価】

・平成25年4月1日からの障害者総合支援法の施行に備え、誰もが障害に関わる社会になりつつあるという認識のもと、「みんな違って、みんないい。ともに暮らす結いのまちづくり」を基本理念とし、地域での自立した生活への支援、障害(児)者の権利擁護と社会参加の促進、切れ目のない支援の充実などを柱にする「飯田市第4次障害者施策に関する長期行動計画(障害者プラン)」を策定した。
 ・また、障害者支援サービス提供の仕組みと内容について、新体系への移行が完了し、それに則した事業を実施できた。
 ・一方、障害者各人のニーズに合わせた個別サービス計画づくりや障害者総合支援法の完全試行に向けた取組などが、次年度以降の対応となっていることから、施策全体の評価は「ある程度進んだ」としたものである。

【事務事業群テーマ別の評価】

<障害者の生活の総合的な支援>

・障害(児)者の社会生活と日常生活における自立を支援するため、個々の障害(児)者のニーズに応じた各種事業を実施した。
 ・障害者自立支援法による障害福祉サービス移行が、移行期限である平成24年3月末をもって完了した。これにより、複数のサービスを組み合わせることで選択利用できる新体系に変更となり、ムトス指標②は延べ件数が大幅に伸びるとともに、ニーズに応じたサービス利用に向けた相談機能も充実強化されつつある。

<共生の環境づくり>

・障害者虐待防止法に基づく「飯田市障害者虐待防止センター」の設置や、南信州広域連合地域自立支援協議会内に権利擁護部会が設置されるなど、障害(児)者の権利擁護に対応する態勢ができ、具体的な問題への対応や啓発活動などが取り組まれた。

<療育対象者の早期発見>

・療育センターひまわりにおいて、発達支援を中心とした相談を強化し、療育対象者の早期発見に努めている。

<療育の提供>

・障害者総合支援法への移行、児童福祉法の改正により、療育手帳所持者であれば複数のサービスを組み合わせることで選択利用できるようになり、ニーズに応じた療育の提供に務めている。

5 上記を踏まえて、今後は、どのような対策を実施していきますか

・障害(児)者の生活の総合的な支援においては、飯田市第4次障害者プランと障害者総合支援法に基づき事務事業を展開していく。
 ・個々の障害(児)者の支援については、ニーズに応じた個別サービス計画を作り、それに基づいた適切なサービスを利用しながら、自立社会参加を促進していく。
 ・地域リハビリ事業を展開しながら、早期発見、切れ目のない支援、関係機関等の連携に結びつくような取組を強化していく。「発達支援」と「療育」においても同様の取組を進めていく。
 ・障害への理解と社会的障壁への関心を高める取組を強化していく。

施策	34	障害者福祉の推進				政策	3	健やかに安心して暮らせるまちづくり		
施策主管課	福祉課		課長名	飯島 剛	内線	5310	政策担当部長名	保健福祉部長 高田 清		
施策関係課名	保健課 ・ 子育て支援課									
重点施策	関連計画	地域健康ケア計画、第3次障害者施策に関する長期行動計画、第3期飯田市障害福祉計画								

1 施策の目的		
目的	対象	支援を必要とする障害(児)者及びその世帯
	意図	①安心して地域で日常生活が送られる ②療育が受けられる

2 現状把握

(1) 対象指標、成果指標の状況

対象指標		単位	21年度	22年度	23年度	24年度	25年度	見込み 28年度
①	支援を必要とする障害(児)者(精神障害は手帳保持者及び公費負担申請者数、身体・知的は「手帳」保持者)	人	9,006	7,753	7,347	6,953		6,600
	内訳 身体障害(児)者	人	児: 125 者:6,997	児: 77 者:5,531	児: 72 者:5,195	児: 62 者:4,887		児: 130 者:4,200
	内訳 知的障害(児)者	人	児: 172 者: 516	児: 209 者: 473	児: 232 者: 359	児: 202 者: 413		児: 200 者: 520
	内訳 精神障害(児)者(自立支援医療対象者:障害者手帳も保持する児者を含む)	人	児: 40 者:1,156	児: 45 者:1,418	児: 27 者:1,462	児: 26 者:1,363		児: 50 者: 1,500
成果指標		単位	21年度	22年度	23年度	24年度	25年度	目標 28年度
※成果指標の設定の考え方は別ワークシートにて整理								
①	安心して地域で日常生活が送れている割合	%	47.6	47.6	50.9	50.9		60.0
②	療育が受けられる数	人	4591	4539	4,366	4,442		5000
	②-1 相談数(子育て支援課+ひまわり)	人						
	②-2 ひまわり通園利用実数	人	39	37	43	49		40
	②-3 ひまわり重心登録児(者)数 H24から児童福祉法改正により重心は就学前児童に変更	人	30	33	36	11		10 30

(2) 成果向上に向けての役割分担

主体	役割分担	ムトス指標と把握方法と単位	23年度 実績	24年度	25年度	目標 28年度
行政	①必要な児童に療育事業を提供する。 ②障害者の自立、社会参加のため、関係法令等に基づき多様な公共サービスを提供する。 ③市民や事業者の福祉活動を支援する。 ④公共施設について、バリアフリー化の推進及びユニバーサルデザインの導入を図る。 ⑤障害者制度改革に適切に対応する。	①療育手帳所持者数(18歳未満の者)療育児童数 (把握方法:福祉課の統計資料で把握・目標数値は次期障害福祉計画により変更)	① 72	202		200 70
		②各種支援事業等利用者数 (把握方法:福祉課の統計資料で把握)	② 9,746	14,247		居宅 7,600 施設 2,000
		③団体等支援数 (把握方法:NPO、市民団体と一般事業者を分けて把握する。福祉課の統計資料で把握)	③ 6	13		5

主体		役割分担	ムトス指標と把握方法と単位	役割発揮の特記事項
市民等	個人	・ボランティア活動などに参加し障害者を支援する。 ・障害者が障害者を支援する。 ・市民が障害(者)を理解する。	・ボランティア活動への参加者数	<ul style="list-style-type: none"> ・障害者自立支援法による障害福祉サービス(新体系サービス)への移行期限である平成24年3月末をもって、旧体系から新体系サービスへ完全移行した。また、障害者自立支援法の一部改正により、平成24年4月から個々の障害(児)者の状態に相応しい適切なサービスを受けるための「サービス等利用計画・障害児支援利用計画」を作成するプロセスが新たに追加されたことにより、相談支援事業者によるケアマネジメントの充実が今後重要となってきている。 ・障害者虐待防止法が施行(平成24年10月1日)され、障害者の権利擁護への取組が強化された。 ・障害者雇用促進法の改正や、企業等における取組が強化されることが期待できる。また、障害者優先調達推進法の制定により、国や地方公共団体等は、優先的に障害者就労施設等から物品等を調達するよう努めることとなり、供給側(福祉事業者)と需要側(国等)との調整を図り、障害者就労施設等で就労している障害者の自立を促進していく。 ・平成25年4月1日に「障害者自立支援法」から「障害者総合支援法」に改正され、障害者の定義に難病等が追加された。また、平成26年度から、重度訪問介護の対象者の拡大や、ケアホームのグループホームへの一元化などが実施されるなど、同法の完全施行に向けた対応が今後も続く状況である。
	福祉事業者 NPO法人	・障害者に対して各種福祉サービス事業を提供する。	・事業への参加者数	
	地域の企業	・障害者の雇用を促進する。 ・障害に対する従業員の意識を高める。 ・店舗などでユニバーサルデザインを推進する。	・障害者の雇用率	
	団体(市民団体)	・ボランティア活動、サポーター活動等を実施する。 (一時預かり、社会参加活動の支援など)	・ボランティア活動グループ数	

3 平成24年度の評価結果

(1) 実施した事務事業の評価(取組みの状況評価)

(2) 施策全体の評価(外部要因も含めた総合的な評価)

<input checked="" type="checkbox"/>	計画どおり取り組めた
<input type="checkbox"/>	おおむね計画どおり
<input type="checkbox"/>	あまり取り組めなかった
<input type="checkbox"/>	達成できなかった

<input type="checkbox"/>	進んだ
<input checked="" type="checkbox"/>	ある程度進んだ
<input type="checkbox"/>	あまり進まなかった
<input type="checkbox"/>	進まなかった

4 平成24年度の取組概要と評価(成果や課題、その要因)

【施策全体の評価】

・平成25年4月1日からの障害者総合支援法の施行に備え、誰もが障害に関わる社会になりつつあるという認識のもと、「みんな違って、みんないい。ともに暮らす結いのまちづくり」を基本理念とし、地域での自立した生活への支援、障害(児)者の権利擁護と社会参加の促進、切れ目のない支援の充実などを柱にする「飯田市第4次障害者施策に関する長期行動計画(障害者プラン)」を策定した。
 ・また、障害者支援サービス提供の仕組みと内容について、新体系への移行が完了し、それに則した事業を実施できた。
 ・一方、障害者各人のニーズに合わせた個別サービス計画づくりや障害者総合支援法の完全試行に向けた取組などが、次年度以降の対応となっていることから、施策全体の評価は「ある程度進んだ」としたものである。

【事務事業群テーマ別の評価】

<障害者の生活の総合的な支援>

・障害(児)者の社会生活と日常生活における自立を支援するため、個々の障害(児)者のニーズに応じた各種事業を実施した。
 ・障害者自立支援法による障害福祉サービス移行が、移行期限である平成24年3月末をもって完了した。これにより、複数のサービスを組み合わせることで選択利用できる新体系に変更となり、ムトス指標②は延べ件数が大幅に伸びるとともに、ニーズに応じたサービス利用に向けた相談機能も充実強化されつつある。

<共生の環境づくり>

・障害者虐待防止法に基づく「飯田市障害者虐待防止センター」の設置や、南信州広域連合地域自立支援協議会内に権利擁護部会が設置されるなど、障害(児)者の権利擁護に対応する態勢ができ、具体的な問題への対応や啓発活動などが取り組まれた。

<療育対象者の早期発見>

・療育センターひまわりにおいて、発達支援を中心とした相談を強化し、療育対象者の早期発見に努めている。

<療育の提供>

・障害者総合支援法への移行、児童福祉法の改正により、療育手帳所持者であれば複数のサービスを組み合わせることで選択利用できるようになり、ニーズに応じた療育の提供に務めている。

5 上記を踏まえて、今後は、どのような対策を実施していきますか

・障害(児)者の生活の総合的な支援においては、飯田市第4次障害者プランと障害者総合支援法に基づき事務事業を展開していく。
 ・個々の障害(児)者の支援については、ニーズに応じた個別サービス計画を作り、それに基づいた適切なサービスを利用しながら、自立社会参加を促進していく。
 ・地域リハビリ事業を展開しながら、早期発見、切れ目のない支援、関係機関等の連携に結びつくような取組を強化していく。「発達支援」と「療育」においても同様の取組を進めていく。
 ・障害への理解と社会的障壁への関心を高める取組を強化していく。